

工事費内訳書が無効となる事由

工事費内訳書が無効となる事由に該当するときは、その入札を無効とする。

無効となる事由	備 考
記名がないもの	共同企業体での発注の場合に、共同企業体の記名がない又は代表者単体の記名となっている場合を含む。
工事名がないもの	
工事名が誤っているもの	工事名の一部に誤りがあるが、当該工事の工事費内訳書であることが特定できる場合を除く。
別工事の工事費内訳書であるもの	
入札（応札）の際に工事費内訳書を提出しないもの	
工事費内訳書が設計図書と同一の工事区分等まで記載されていないもの	設計図書と同一の工事区分等とは、設計図書に記載されている「工事区分・工種・種別」（建築関連の場合は、「工事内訳」及び直接工事費の「工事別・種目別・科目別」まで）の一部又は全部の記載がないものをいう。
工事費内訳書の工事費合計金額が入札書記載金額と異なるもの	
「値引き」等の記載があるもの	「値引 △〇, 〇〇〇円」などの経費の根拠が不明確な記載がある場合等。
その他重大な不備等があるもの	